

屋外体育施設の冬期使用の試行について

市内のスポーツ団体等からは冬期間における屋外体育施設の使用を望む声がある中、これまでは春以降の円滑な施設運営のため地域性を踏まえ冬期間の利用を控えてきたところですが、一方で長野県内でも、屋外体育施設の使用を認めている自治体もございます。

こうした状況を踏まえ、当市におきましても、冬期間の屋外体育施設の使用について検討していきたいと考えております。

つきましては、一部の施設を除き、下記のとおり屋外施設の冬期間の貸出しを試行として条件付きで実施いたします。

※本日より12月分の予約開始になります。団体登録をされている方は11月20日より1月分の抽選申し込みが可能となるためご利用ください。

■ 試行的に条件付きで冬期間使用可能とする屋外施設

【共通条件】

- ・基本的に冬期間は転圧等の整備を行いませんので、使用者自身で状態を確認し、安全面及び目的に応じた使用が可能か使用者自身で判断のうえご利用ください。また、使用後にグラウンド等が荒れた場合は、均しや清掃等の整備を行ってください。
- ・試行であるため、施設の管理に支障が生じた場合等の理由が生じた場合は、試行期間中であっても施設を閉鎖することがあります。

【冬期使用可能施設及び施設ごとの使用条件】

NO	冬期使用施設名	冬期使用上の条件・注意事項
1	佐久市営グラウンド	水道、トイレは使用できません。
2	千曲川スポーツ交流広場第1・第2グラウンド	水道、トイレは使用できません。
3	臼田総合運動公園 野球場	水道、トイレは使用できません。
4	臼田総合運動公園 テニスコート	水道、トイレは使用できません。
5	臼田総合運動公園 サッカー場(人工芝・クレイ)	水道、トイレは使用できません。
6	浅科御牧原台地グラウンド	水道、トイレは使用できません
7	望月総合グラウンド	水道、トイレは使用できません。
8	浅科総合グラウンド	多目的屋内運動場のトイレ、水道は使用可。
9	切原グラウンド	水道、トイレは使用できません。
10	旧臼田小グラウンド	水道、トイレは使用できません。

【その他の屋外施設について】

- ・ 上記以外の屋外施設は、管理上の都合により冬期間（12月1日～翌年の3月31日まで）は使用できません。

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地

佐久市教育委員会スポーツ課

電話 0267-62-4004

FAX 0267-63-0480

〒385-0051 佐久市中込 2939 番地

特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会

電話 0267-88-6123

FAX 0267-88-6133